

保険者レセプト管理システム機器賃貸借仕様書

1. 事業名

保険者レセプト管理システム機器賃貸借

2. 調達の概要

2. 1. 目的

保険者レセプト管理システムは、令和6年1月4日に新システムへ移行することとなり、新システム稼働に伴い稼働要件等を満たした機器が必要となる。新システム稼働後もレセプト点検等を行う必要があるため、新たな機器を提供することを目的とする。

2. 2. 契約種別

この賃貸借に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。そのため、歳出予算の当該契約に金額について減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除するものとする。

2. 3. 賃貸借期間

令和6年1月4日から令和8年3月31日（27月）

賃貸借開始日までに、本調達機器等の搬入・設置、本システムのインストール及び環境設定・動作検証等を完了し、運用可能な状態でサービスを開始できること。

なお、開始日において本システムが利用できない場合は、代替機能を受注者の責任と負担で提供すること。

2. 4. 賃貸借物件等

パーソナルコンピューター（デスクトップ型）23台

詳細については、別紙「保険者レセプト管理システム機器調達特記事項」（以下「機器調達特記事項」という）を参照すること。

2. 5. 納入場所

埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局及び分室3

（埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5）

2. 6. 支払方法

第1月から第27月までの均等払い

利用月の翌月末日払い（第1月目の支払日を令和6年2月末日までとし、第27月目の支払日を令和8年4月末日までとする。）

2. 7. 納入検査

本調達機器等の納入完了後に、埼玉県後期高齢者広域連合担当者による納入検査を行う。
なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。

納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に契約不適合が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を埼玉県後期高齢者広域連合の指定した日時までに納入すること。

2. 8. 成果物

受注者は以下の書類を紙媒体 1 部及び電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) で 1 部提出すること。

なお、電子媒体については、当広域連合のクライアント PC にて読み取り可能な形式で提出すること。

2. 8. 1. 作業実施計画書

本業務の実施にあたり、業務全体の管理について、工程表や作業体制等を明記した作業実施計画書を契約締結後 10 日以内 (休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)) を除く。)) に提出し、当広域連合の承諾を得ること。

また、工程や作業体制に変更が生じた場合は、当広域連合と協議のうえ実施することとし、新規作業実施計画書をその都度提出すること。

2. 8. 2. 完了報告書

作業等の完了報告書を提出すること。

2. 8. 3. その他の成果物

その他、当広域連合との協議のうえ、必要と判断された成果物があれば、別途提出すること。

2. 9. 動産総合保険

- (1) 機器の賃貸借期間中、動産総合保険 (新価特約付) 又は同等の補償を付保すること。
- (2) 風水害 (落雷・台風等を含む。)・火災及び過失 (水こぼし、落下による破損、物の挿み込みによる液晶破損) は保険適用対象とし、地震・噴火・津波並びに故意及び重過失による損害は適用対象外とする。

3. 搬入・設置及び終了時の引き上げについて

3. 1. 搬入・設置

- (1) 広域連合の指定する場所へ搬入すること。
- (2) 機器搬入にかかる搬入場所、日程及び段取りについて、広域連合及び連合会と調整し承認を得ること。

(3) 連合会から提供される資材等を使用してインストール作業や設定を行うこと。

クライアント OS「Windows10EnterpriseLTSC2019」等（他ミドルウェアを含む）のソフトウェアについて、調達クライアント機器にてシステム導入検証し、正常に起動する状態の確認等を行い環境構築すること。

ソフトウェアのライセンス登録について、必要な情報を連合会から入手し、インストール作業の一環として、OS 等を含め受注者がライセンス登録を行うこと。

(4) 機器等の搬入時に発生する梱包資材及び空き箱等は受注者の責任で処分すること。

検収に必要な納品物（納品物件一覧表等）を広域連合へ提出するとともに、広域連合が行う検収にかかる作業を支援すること。

3. 2. 機器の引き上げ

(1) 本調達機器の借入期間終了時、新システムが完全に稼働することを確認した後、受注者は既存機器等のうち使用しないこととなる機器等を、当広域連合の施設内より撤去・搬出すること。

(2) 本調達機器の借入期間終了時、調達機器のラックからの取外し・撤去・搬出するために必要な全ての経費（養生品、機材、車両等を含む）は、受注者の負担で用意すること。

(3) 機器の引き上げ作業に関連して、当広域連合及び運用管理支援業者との各種調整や協議等を受注者の責任と負担において行うこと。

(4) 引き上げる機器に内蔵又は付属する電磁的記録媒体に保存されているデータについて、機器を撤去した後データ復元ソフトウェア等を用いても再度データを入手できないよう、撤去した機器に含まれるデータを完全に消去すること。

また、データ消去についてデータ消去証明書を発行すること。

(5) 撤去処分は法律を遵守の上、適正に処理すること。

産業廃棄物が排出されるにあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストの写しを提出すること。

4 保守

4. 1. 保守対象

保守対象は、機器調達特記事項にて調達する全ての範囲とする。

4. 2. 保守期間

賃貸借開始日から終了日まで。

4. 3. 保守内容

(1) 保守時間帯については、「平日 8 : 30 ~ 17 : 15」に対応可能であること。

(2) 保守期間において、保守部材、消耗品を継続的に提供可能であること。

- (3) 保守部材、消耗品の供給が維持できない場合は、同等以上の機能・性能を満たす代替器への置き換えを可とするが、置き換えにかかる費用は受注者が負担すること。
- (4) 保守部材の配送及び故障品の送付費用は、保守費に含むものとする。
- (5) ハードウェア、ソフトウェア及びベンダ固有ソフトウェアに関する保守は、以下4項目の内容とする。
 - ①故障時の機器交換についてはオンサイト交換を基本とする。
 - ②本調達の対象製品に関する技術問合せに対応すること。なお、ベンダ固有ソフトウェア等の受注者にて構築を行う製品については、内容に関する問合せにも対応すること。
 - ③問合せを受けてから、原則2日以内に対応すること。
 - ④本調達の対象製品について、重大な問題が見つかった場合や運用改善が必要な場合等は、ハードウェアのファームアップの実施等を行うこと。

4. 4. 留意事項

- (1) 納入から6ヵ月間(契約不適合期間)までにおける、納入対象品に起因する不具合は、初期不良と見なし、受注者が負担すること。
- (2) 納入したハードウェアのファームアップやパッチ適用が必要となった場合、広域連合が保有する機器にて、連合会及び本システム開発業者が、業務アプリケーションを含めた事前検証作業を実施するため、オンサイト対応を含めた検証支援を実施すること。機器にファームアップ等を実施する場合は、主体的に連合会と日程調整等を実施して、取り纏めた状況の報告を行うとともに、作業が全て完了するまで、随時、進捗報告を実施すること。
- (3) 納入したハードウェア・ベンダ固有ソフトウェアにおいて、重大な問題や同一事象の障害、切り分けが困難な事象が発生した場合、部品交換にとどまらず、必要な技術者を派遣し、広域連合、連合会及び本システム開発業者と協力して、速やかに原因調査及び対策案を検討すること。また、その状況については、随時報告すること。なお、必要に応じて現地作業を実施して、部品交換やファームアップ等の措置により障害対応及び品質向上を図ること。なお、これらに関わる一切の経費は受注者が負担すること。
- (4) 保守については、本調達対象のハードウェア・ベンダ固有ソフトウェアを含めた障害一次切り分けを主体的に行い、調達対象機器等に不具合の可能性のある限り、原因調査及び対策案の提示等障害対応を行うこと。
- (5) HDD 障害時において、HDD を交換する場合は、情報漏えいを防ぐための対策を行うこと。また、HDD 内のデータについては必ず消去を行うこと。
- (6) 機器故障時の復旧は、部品交換または機器交換を実施することとし、復旧を行う場合は、機器導入時点(本システムが正常に稼働する状態)まで復旧させること。導入時点でインストールされていたベンダ固有ソフトウェアは、最新の状態まで復旧させるこ

とまでを作業範囲とする。部品または機器交換後に設定を行う必要がある場合、受注者が広域連合及び連合会と日程調整等を実施し設定を行うこと。なお、これらに関わる一切の経費は受注者が負担すること。

5. 条件

5. 1. 条件

- (1) 賃貸借対象物件には、賃貸借物件であることを証するステッカーを貼付するものとする。
- (2) 賃借料積算に当たっては、機器類関係及び設定関係それぞれの事業費を積算し、内訳が判るようにすること。
- (3) 賃借料には動産総合保険料を含めること。
- (4) 機器の設置にあたって必要となるハブ、LAN ケーブル、電源タップは、広域連合が用意したものを使用すること。

5. 2. 作業体制

- (1) 本調達の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えること。
- (2) プロジェクト体制表の作成にあたっては、作業責任者、役割、連絡先を明確にすること。

6. 一般事項

受注者は設置に伴う災害・資材の落下・放置などによる事故防止に努め、指定期間内の納品・設置・動作試験を厳守すること。

7. その他

- (1) 受注者は広域連合及び連合会の指定する場所で作業を行う場合は、作業時間、入退室方法について、広域連合及び連合会と調整すること。
- (2) 納入製品の機器固有の設定、機器性能及び故障時対応等の技術情報の提供と説明を広域連合へ行うこと。
- (3) 各納入製品に添付される、備品、書類及びマニュアル等の各製品との対応を明確にすること。
- (4) 本件に関する情報（紙及び電子媒体等）が外部に流出しないよう必要な措置を講ずること。
- (5) 広域連合との搬入日調整や現地作業について、連合会と情報を共有して、問題が発生した場合は広域連合及び連合会への状況報告を行うこと。
- (6) 本設置作業で問題が発生した場合、検知したトラブル等の情報を整理して、内容の分析から防止策まで策定して、広域連合へ情報提供を行うこと。

(7) 本仕様に定めのない事項は、その都度広域連合と協議を行うこと。

別紙 保険者レセプト管理システム機器調達特記事項

1. はじめに

1. 1. 保険者レセプト管理システム機器調達特記事項（以下「特記事項」という。）の位置付け

- ・本特記事項では、保険者レセプト管理システム（以下「本システム」という。）更改のために必要なクライアント機器等の仕様について定める。
- ・クライアント機器等及びソフトウェアをまとめて調達することを想定した仕様書としている。

1. 2. 基本的な考え方

- ・本システムのシステム構成は品質確保及び保守性を重視し、使用するソフトウェア、アプリケーション等を埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）と同一とする。
- ・保守性を重視し、同じ仕様の機器については同一型式で統一する。
- ・連合会から提供されるソフトウェア等の構築作業を実施する。
- ・保守対象は本特記事項にて調達する全ての範囲とし、保守期間は賃貸借期間全てとする。

本調達範囲と本調達範囲外の一覧を表 1. 2-1 示す。

なお、詳細については後述を参照すること。

表 1. 2-1 本調達範囲の一覧

凡例 ○：調達対象、－：調達対象外

項番	カテゴリ	本調達範囲	本調達範囲外
			特別 GEA 契約対象
1	クライアント機器	○	－
2	クライアント OS	○	－
3	CoreCAL	－	○※ 1
4	ミドルウェア（MS オフィス製品）	－	○※ 1
5	ミドルウェア（上記以外の製品）	○	－
6	構築作業	○※ 2	－
7	保守	○※ 3	－

※ 1 CoreCAL 及び MS オフィス製品は、特別 GEA 契約の対象製品とする。なお、本システムと現行システムの移行時における並走期間に二重にライセンスを調達する必要はないため、調達不要となる。

※ 2 構築作業においては、特別 GEA 契約の対象製品についても実施する。

※ 3 各調達範囲の保守を行う。

1. 3. 製品調達区分

1. 3. 1. 調達区分

本システムを構築する機器・ミドルウェアを調達するにあたり、調達が必須及び任意のいずれに該当するか、また連合会が配布するため調達が不要であるものや二次配布禁止のため、製品の調達は無償だがサイトからダウンロード等の準備が必要なものを示す区分を「調達区分」とする。

調達する製品の調達区分を表 1. 3. 1-1 に示す。

表 1. 3. 1-1 調達区分

調達区分	詳細
必須	業務アプリケーションや運用管理ツール類の仕様と密接に連携していることから、製品の調達が必須であるもの。
任意	調達要件仕様書に定義された要件の範囲で、自由に調達することが可能であるもの。
配布	連合会が配布するため、調達は不要であるもの。
DL	サイトからダウンロードし受注者が準備するもの。
GEA	特別 GEA 契約の対象製品であるもの。
連合会	連合会にて製品を選定し、連合会で調達するもの。

1. 3. 2. 製品区分

調達する製品の型式や製品名を指定しており変更することは不可能であるもの及び本特記事項に記載の要件仕様を満たす範囲で型式や製品を受注者が選定可能であるものを示す区分を「製品区分」とする。

調達する製品の製品区分を表 1. 3. 2-1 に示す。

表 1. 3. 2-1 製品区分

製品区分	詳細
指定	ハードウェア型式やソフトウェア製品を他製品に変更することは不可能であるもの。
未指定	本特記事項等に定義された要件の範囲で、落札者がハードウェア型式等を選定可能であるもの。※1

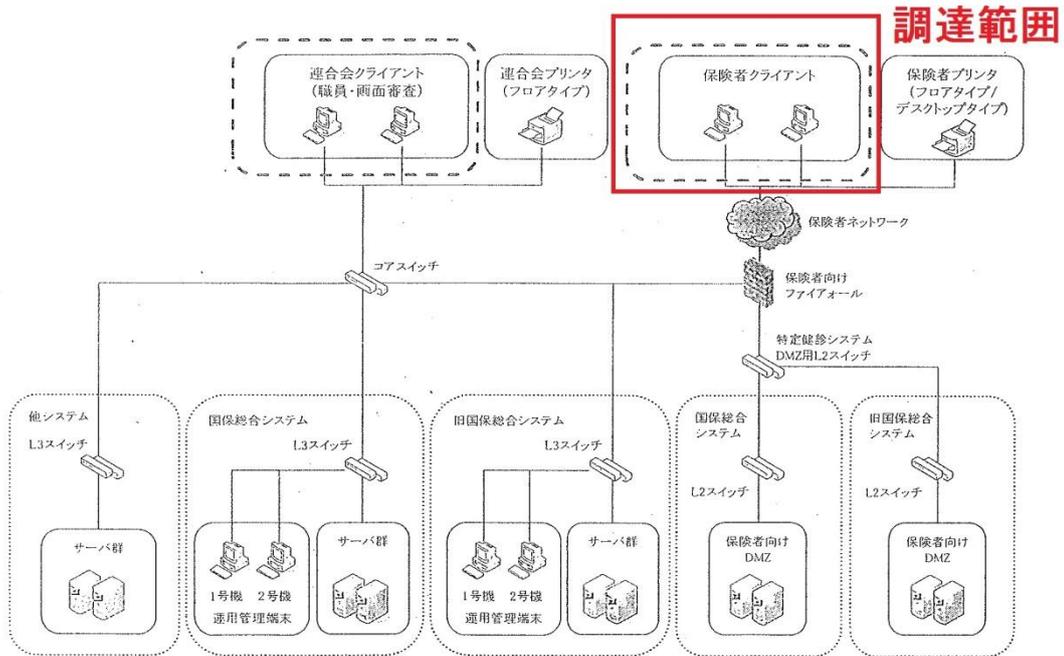
※1 品質確保及び保守性を重視し、同じ仕様の機器については同一型式で統一すること。

2. システム構成について

2. 1. 1. システム構成図

システム構成図を図2. 1. 1-1に示す。

図2. 1. 1-1 システム構成図



※調達範囲は、保険者クライアントのみ。

3. ハードウェア要件

3. 1. 1. クライアント機器仕様

本システムで使用するクライアント機器方針を以下に示す。

- ・同じ仕様の機器については、同一型式で統一する。
- ・クライアント機器の同一型式におけるファームウェア、ドライバは同一版数のソフトウェアを使用する。

(1) 保険者クライアント 保険者クライアントのハードウェア仕様を表3. 1. 1-1に示す。

表3. 1. 1-1 保険者クライアント機器仕様

項番	区分	仕様
1	タイプ	デスクトップ型 PC とすること。
2	CPU	インテル Core i3-10300 (4 コア、8MB Cache、3.7GHz) プロセッサ相当以上であること
3	メインメモリ	4GB 以上であること。
4	内蔵ディスク	250GB 以上であること。
5	ネットワーク インターフェース	ポート数を1ポート以上を有する 1000Base-T 対応のインターフェース利用が可能であること。
6	入力装置	USB キーボード及び USB マウスを有すること。
7	インターフェース	USB ポートを有すること。また、入力装置分のポート数を有すること。
8	CD/DVD 装置 ※1	CD 及び DVD メディアの読み取りが可能であること。
9	ディスプレイ インターフェース	D-SUB により「3. 1. 1-2 ディスプレイ」が接続可能であること。
10	OS	Windows10 Enterprise LTSC 2019 64bit 版 ※2

※1 外付け装置による接続も許容する。

※2 クライアント OS のバージョンとして、LTSC2021 を新規に購入し、LTSC2019 にダウングレードして導入すること。

(2) ディスプレイ ディスプレイのハードウェア仕様を表3. 1. 1-2に示す。

表3. 1. 1-2 ディスプレイ機器仕様

項番	区分	仕様
1	ディスプレイ	19 インチ以上 (ワイドモニタ不可) かつ、1,280 ドット×1,024 ドット以上、1,600 万色以上の表示が可能であること。 電源は AC100V/50/60Hz であること。

2	ディスプレイ インターフェース	D-SUBによる接続を可能とするようディスプレイインターフェースを有すること。※1
---	--------------------	---

※1 DisplayPort および、HDMI から D-SUB への変換アダプターによる接続も許容する。

4. ソフトウェア要件

4. 1. ソフトウェア仕様

特別 GEA 契約対象の製品については連合会が調達する。

4. 1. 1. ソフトウェア一覧

クライアント機器のソフトウェア一覧を表4. 1. 1に示す。

表4. 1. 1 ソフトウェア一覧

項番	分類	製品名	32bit /64bit	Ver	調達 区分	製品 区分
1	クライアント OS	Windows10 Enterprise-LTSC2019	64	1809	必須	指定
2	クライアント アクセスライ センス※1	CoreCAL	—	—	GEA	指定
3	Web ブラウザ	Internet Explorer 11	32	—	必須	指定
4	オフィス製品 ※2	MicrosoftOfficeProfessionalPlus	32	2019	GEA	指定
5	アプリケーシ ョン実行環境 ソフト	Microsoft .NET Framework3.5 SP1	—	3.5SP1	必須	指定
6	ウイルス対策 ソフト	Trend Micro Apex One ※3	—	—	配布	指定
7	帳票表示ソフ トウェア	Adobe Acrobat Reader DC	32	2021.011.2 .0039	配布	指定
8		SkyPDF Tools SDK III	32	—	配布	指定
9	外字管理	CharseManager StandardEditionClient ※3	64	9.5.1	必須	指定
10	クライアント 管理	SKYSEA Client View※3	—	—	配布	指定
11	検疫	JP1/ITDesktop Management2-Agent※3	—	—	配布	指定

※1 資材等調達は連合会が行うが、インストール作業や設定、ライセンスキーの認証等は

受注者が行う。

- ※2 資材等調達は連合会が行うが、インストール作業や設定、ライセンスキーの認証等は受注者が行う。
- ※3 連合会がインストールメディアを配布予定だが、インストール作業や設定等は受注者が行う。ライセンスは連合会保有ライセンスでの対応となるため本調達には含まない。